

住民税における住宅ローン控除制度

新築又は増改築して入居した日	平成21年1月から平成26年3月まで	平成26年4月から令和元年9月まで	令和元年10月から令和2年12月まで	令和3年1月から令和4年12月まで ^{*5}	令和4年1月から令和7年12月まで
控除額	次の1・2のいずれか小さい額				
	1	所得税の住宅ローン特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額			
2	所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額 (最高97,500円)	所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じて得た額 (最高136,500円) ^{*1}	所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じて得た額 (最高136,500円) ^{*2}	所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額 (最高97,500円)	
控除適用期間	10年 (所得税の住宅ローン特別控除の適用期間)		13年 ^{*4} (所得税の住宅ローン特別控除の適用期間)		10年または13年 ^{*6}
手続の方法	1年目	確定申告(所得税の住宅ローン特別控除)してください			
	2年目以降	<ul style="list-style-type: none"> ●給与所得のみで年末調整が済んでいる人 勤務先から市へ給与支払報告書が提出されている人は、手続や申告の必要はありません^{*3} ●確定申告を行う方 毎年確定申告してください 			

その他	*1	消費税率が8%または10%以外の場合、所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じた額(最高97,500円)となります
	*2	消費税率が10%以外の場合、所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じた額(最高97,500円)となります
	*3	給与支払報告書の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」「居住開始年月日」の記載がなければ控除を受けることはできません
	*4	住宅の取得等の消費税等の税率が10%でない場合、控除期間は10年
	*5	注文住宅を新築する場合、令和2年10月から令和3年9月末までに契約したもの 建売住宅・中古住宅を取得または増改築等をする場合、令和2年12月から令和3年11月末までに契約したもの
	*6	住宅の種類によって控除適用期間が異なります (詳しくは、国土交通省のホームページ https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html をご覧ください)